

福祉・介護職員等特定処遇改善加算による月額手当一覧表2020 (適用期間 2020.6~2021.5)

※手当支給対象者・・・勤続3年以上の常勤職員

			A		B			C		
グループ			経験・技能のある 障害福祉人材		他の障害福祉人材			その他の職種		
勤続年数	等級	対象資格及び職種	あ り			な し				
5年以上	1～5等級	前年度年収440万円以上	A 1	5,000						
	4～5等級	前年度年収440万円未満	A 2	※個人による※				C 1	※個人による※	
10年以上	1～3等級 T 1等級	役職者・夜勤者	A11	27,000			B 10	5,000	C 2	5,000
		そ の 他	A12	22,000						
10年未満	1～3等級 T 1等級	役職者・夜勤者			B 11	20,000	B 13	3,000	C 3	3,000
		そ の 他			B 12	10,000				
8年未満	1～3等級 T 1等級	役職者・夜勤者			B 21	18,000	B 23	3,000	C 4	3,000
		そ の 他			B 22	8,000				
5年未満	1～4等級	役職者・夜勤者			B 31	15,000	B 33	3,000	C 5	3,000
		そ の 他			B 32	5,000				
3年未満	対 象 外									

※勤続年数は令和2年4月1日を基準とする。 ※夜勤者とは、支給月の前月に夜勤業務を行った職員。

※福祉人材・・・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、介護職員、生活支援員、保育士、児童指導員、介助員、世話人、登録ヘルパーのいずれかの辞令を受けた職員

1. Aグループ「経験・技能のある福祉人材」・・・ 勤続10年以上の上記職種の職員で下記の資格を有する職員
○介護福祉士 ○社会福祉士 ○精神保健福祉士 ○保育士
2. Bグループ「他の福祉人材」・・・ 勤続10年未満の上記職種の職員
3. Cグループ「その他の職種」・・・ A・Bグループ以外の職員

※勤続年数5年以上で介護福祉士資格を有する非常勤ヘルパーの「身体介護」「生活援助」の時給をそれぞれ60円アップする。